

(別紙)

女性委員登用促進のための 審議会等における委員選任時の事務取扱要領（令和4年6月版）

1 目的

この要領は、審議会等における女性委員の登用を促進し、男女が社会の対等な構成員として、政策や方針の決定過程に共に参画することで男女共同参画社会の実現を目指すため、委員選任時の事務取扱や具体的な対応を定めるものとする。

2 対象

この要領でいう「審議会等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された委員会、委員及び附属機関とし、次のものをいう。

- (1) 法律又は条例に基づき、設置されている審議会等
- (2) 地方自治法第180条の5の規定に基づく委員会等
(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会)

3 令和4年7月1日以降の事務取扱等

審議会等における委員の改選や欠員補充など、委員の変更を行う場合又は審議会等を新たに設置する場合の事務取扱は、次のとおりとする。

(※プランの成果指標等が変更となった場合等、本要領による女性委員の割合等も変更となる可能性があります。)

(1) 女性委員の割合

「4 委員選任時の具体的な対応」を参考として、積極的に女性委員の登用を図るものとし、やむを得ない事由を除き、審議会等の女性委員の割合は30%以上とする。

(2) 起案時の合議等

ア 委員委嘱等の際の起案時において、発議書又は添付する委員名簿等に委員の男女数内訳及び女性委員の割合を明示する。

(記載例) ○○審議会委員計10名(うち男性委員5名、女性委員5名 ※女性委員の割合50%)

イ 伊達市職務権限規程に定めるもののほか、合議先に協働まちづくり課を追加設定し、男女共同参画担当部署による確認を受けるものとする。

※やむを得ない事由により、女性委員の割合30%以上の達成が困難な場合は、次の内容を記載した書類(任意様式)添付するか、その旨を起案書等に明記する。

① 目標を達成できない理由

(法令等により職等が指定されている等、やむを得ない理由と根拠条文等を記載)

② 今後の対応策

(次期委員改選時等において、目標を達成するための具体的な対応策を記載)

(3) (委員決定後) 委員名簿の提出

委員名簿情報の提供に支障がない場合(委員名簿を公表している場合や本人の同意がある場合等)は、原則、委員決定後2週間以内に、協働まちづくり課に委員名簿を提出する。

4 委員選任時の具体的な対応

審議会等の新設並びに委員改選及び欠員補充等に伴う委員の選任に当たっては、次の具体的な対応例を踏まえ、積極的に女性委員の登用を図り、委員を選任するものとする。（法令等により職等が指定されている場合を除く）

（1）関係機関等から委員を選任している場合

委員の選出を依頼するときは、審議会等の性質や内容に応じて、職制上の役職にとらわれることなく、女性の選出について依頼する。

（2）推薦団体からの推薦により選任している場合

ア 団体へ推薦を依頼する場合は、団体の長に限る等の慣行を再検討し、適任の女性の推薦を依頼する。

イ 女性の構成員がいない又は極端に少ない団体から推薦を受けている場合は、推薦団体に女性が多い団体を加える等、女性が推薦されやすい工夫をする。

（3）特定の職種又は専門分野の学識経験者等から選任している場合

特定の職種や学識経験に係る対象領域を、狭義の専門分野に限定せず、可能な範囲において、関連する領域まで広げる等、広く女性の人材を求める。

（4）その他の留意点等

ア 審議会等の設置目的や内容等を踏まえ、定期的に委員構成の見直しを図るなど、より適任で多くの女性が意思決定の場に参画できるように努める。

イ 公募委員の定数枠を増やす等により、男女双方の市民の意見を取り入れることができるよう、また、より多くの女性が意思決定の場に参画できるように努める。

（参考）伊達市附属機関等の委員の公募に関する要綱第3条
 公募委員は、全委員の定数の10パーセント以上（公募が適当でないと認められるもの又は定数枠を設定しないものを除く）

ウ 公正かつ幅広く意見等を聴取するため、委員選考時の応募書類等に他の審議会等の委員に就任中であるか等の確認項目を設けるなど、できるだけ他の審議会等の委員との兼任とならないよう努める。

※3（3）により、情報提供のあった委員名簿は、「Z:¥共有フォルダ¥★常時設置★¥【常設】男女共同参画」内に随時格納するため、兼任状況確認等の参考としてください。

エ 本要領による対応のほか、審議会等において、男女双方の意見がバランス良く反映されるよう、いずれか一方の性別に委員が偏らないようにする。

5 その他

本要領で規定する審議会等以外（要綱等で定める私的諮問機関や内部検討組織等）についても、本要領の取扱いに準じ、原則、女性委員の割合30%以上になるよう努めるものとする。